

社会保障制度改革「プログラム法案」の実施の慎重な対応を求める意見書

政府は8月21日、社会保障制度改革国民会議の提言を受け、改革のスケジュールを定めた「プログラム法案」の骨子を閣議決定した。

1割に凍結中の70～74歳の医療費窓口負担割合を平成26年度にも本来の2割とすることや、介護の必要度が低い「要支援」の人へのサービスを市町村事業に移す法案を平成26年の通常国会に提出するというものである。

提言には、市町村の国民健康保険を都道府県に移管させる案も含まれている。さらに、年金支給金額を毎年減らすマクロ経済スライドの確実な実施や公的年金控除の縮小による課税強化も検討されている。保育分野では、「新システム」や株式会社の参入促進などの実施を平成27年4月に予定している。

「プログラム法案」について、全国知事会は8月21日、国保の赤字押しつけを警戒する声明を出し「結果的に都道府県になし崩しに財政責任や負担が押しつけられることは断じて認められない」と表明している。

そもそも、社会保障制度改革の多くは平成27年10月に消費税率を10%に上げることを前提としている。

このことが実施されれば、年金受給の抑制や消費税負担が増え、受診抑制や生活できない高齢者が確実に増えることが予測される。

よって、社会保障制度改革「プログラム法案」の実施の慎重な対応を強く求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成25年9月25日

佐賀県唐津市議会

内閣総理大臣 安倍晋三様  
総務大臣 新藤義孝様  
厚生労働大臣 田村憲久様  
経済産業大臣 茂木敏充様